伊豆市週休２日推進工事（建築工事）実施要領

（目的）

第１条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日など、適切な方法により取り組みを推進するとともに、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第２条 伊豆市が発注する建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

（１）施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

（２）市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第３条 この要領において用いる用語は、次のとおりとする。

（１）週休２日

対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに２日以上の現場閉所を行うことをいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

なお、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事がある工事）において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態がある場合は、現場閉所として取り扱う。

（工期の設定）

第４条 発注者は、労働基準法の時間外労働規制等を踏まえ、引き続き週休２日を前提とした工期を設定するものとする。

（多様な働き方への対応）

第５条 受注者は、変形労働時間制等の週休２日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議の上、実施するものとする。

（週休２日の実施状況の確認等）

第６条 週休２日の実施状況の確認等については、以下のとおりとする。

（１）特記仕様書による明示

発注者は、週休２日の実施状況の確認のため、特記仕様書により対象工事であることを明示する。

（２）対象期間の設定

第３条（２）に定める「対象期間」について、受発注者間の協議により設定する。

（３）実施工程表の提出

受注者は、工事着手前に「現場閉所予定日」を記載した現場閉所計画表（様式１）を提出する。なお、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所計画表（様式１）を提出する。

（４）週休２日の実施状況の確認等

監督員は、受注者から提出された「現場閉所日」が記載された現場閉所計画表（様式１）により、現場閉所等の実施状況を確認のうえ、週休２日推進工事達成状況確認書（様式２）を作成し、受注者に交付する

なお、実施状況の確認の結果は、現場閉所等の状況により以下のとおり区分する。

ア　完全週休２日

第３条（１）に定める現場閉所を達成している場合には、「完全週休２日」を実施しているものと判断する。

なお、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、実施しているとみなす。

イ　月単位の週休２日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（８日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、実施しているとみなす。

ウ　通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行い、現場閉所率が 28.5%（８日/28 日）以上である場合には、「通期の週休２日」を実施しているものと判断する。

（工事成績評定点の加点）

第７条 工事成績評定の対象となる工事にあっては、現場閉所状況に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

（１）完全週休２日の場合は、２点を加点する。

（２）月単位の週休２日の場合は、１点を加点する。

（その他）

第８条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年 10 月 26 日から施行する。